

# グリッサンドゴルフクラブ「GGC友の会」登録者規約

## 第1条 名称

本会名称は、「GGC友の会」と称します。

## 第2条 目的

本規約は、「GGC友の会」登録者のプレー料金等の優待について必要な諸事項を定めます。

## 第3条 入会資格等

グリッサンドゴルフクラブ「ゴルフ場利用約款」を厳守できる方。  
暴力団およびその関係者でないこと。  
グリッサンドゴルフクラブの承認を受け、かつ年会費を納入した方。  
なお、年会費はいかなる理由があってもこれを返還しません。

## 第4条 年会費

年会費 32,400 円（消費税込）

ただし、初回入金は入会時の次の3月までの月割計算といたします。

## 第5条 登録者特典

入会者は次の特典を受けることができます。

- ・平日のみプレーフィー 13,800 円

## 第6条 有効期限

入金確認日より次の3月末日まで。その後は、1年間の更新となります。

## 第7条 会員証の取扱い

グリッサンドゴルフクラブは「GGC友の会」登録者に対して登録者証を発行します。  
登録者証は貸与、譲渡はできないものとし、プレー当日受付け時に登録者証をフロントに必ず提示していただきます。

## 第8条 プレーの予約

プレーの予約は3ヶ月前の同日から受付けます。

プレー組み合わせ表をプレー当日の2週間前までにクラブにご通知ください。

## 第9条 登録者資格の停止・除名

入会者が次の各号に該当するときは、グリッサンドゴルフクラブは登録者資格の一時停止、除名の処置をすることができます。

- (1) グリッサンドゴルフクラブの名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。
- (2) 本規約およびグリッサンドゴルフクラブ「ゴルフ場利用約款」に違反したとき。
- (3) その他グリッサンドゴルフクラブが登録者資格の停止が適当と判断する行為があったとき。

## 第10条 資格の消滅

次の各号に該当するとき「GGC友の会」登録者の資格が消滅します。

- (1) 資格の有効期間が満了したとき。
- (2) 脱会・除名・死亡したとき。
- (3) ゴルフ場の理由で「GGC友の会」を廃止した場合は、新規入会および継続入会をおことわりします。

## 第11条 効力

この規約は、平成24年10月1日から施行します。

以上